平成２５年（フ）第４６４号
奈良県天理市石上町647番地、住民票上の住所奈良県天理市櫟本町357番地
債務者　菅野　光真
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福本　佳苗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２３８０号
神奈川県大和市中央林間５丁目15番13号　ベルハイツ101
債務者　藤川　英樹
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡安　知巳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月15日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６３号
長野県飯田市伊豆木4075番地１
債務者　遠山　佳子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　恭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第１０９号
佐賀県唐津市厳木町浦川内419番地
債務者　加茂　耕一
1　決定年月日時　平成26年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　雄輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第２３６２号
神奈川県茅ヶ崎市浜竹１丁目６番30号
債務者　佐藤　由香（旧姓伊東）
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大和田治樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１９３７号
北海道千歳市駒里2216番地
債務者　芦谷　三芳
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９３８号
北海道千歳市駒里2216番地の17
債務者　芦谷加代子
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０２４号
札幌市白石区本通３丁目南２番25―306号
債務者　加藤　　光
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０２５号
札幌市白石区本通３丁目南２番25―306号
債務者　加藤　理恵
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０６６号
札幌市東区伏古12条４丁目１番１号　メンバーズタウン伏古Ａ―203号
債務者　大坂　史佳
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１７９号
北海道石狩市花川南７条３丁目13番地　スマイル73―Ｂ号
債務者　平賀　裕一
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１８０号
北海道石狩市花川南７条３丁目13番地　スマイル73―Ｂ号
債務者　平賀　和枝
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２３７号
札幌市北区新琴似１条９丁目９番１号
債務者　吉田　信子
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２４４号
北海道恵庭市恵み野北３丁目６番11
債務者　池谷　史郎
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２６８号
札幌市東区北49条東９丁目６番21号
債務者　清水目　修
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３１０号
札幌市東区東苗穂２条１丁目２番４―305号
債務者　岡田　　司
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３２３号
札幌市東区北35条東18丁目１番13―108号
債務者　大高　俊明
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３２６号
札幌市豊平区平岸３条18丁目２番18号　エルキュール318―306号
債務者　大津　正榮（旧姓松島）
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部